

福岡市子どもプラザ事業補助金交付要綱

第一章 総則

(通則)

第1条 福岡市子どもプラザ事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「市規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、乳幼児とその保護者、又は妊娠している方が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業、及び教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を一体的に実施する事業者に対して交付することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金を交付する事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市子どもプラザ事業実施要綱（以下「子どもプラザ実施要綱」という。）及び子どもプラザにおける福岡市子育て支援コンシェルジュ事業実施要綱（以下「コンシェルジュ実施要綱」という。）に基づき実施する事業とする。ただし、開館時間、開館日、及び職員の配置については本交付要綱第4条から第6条に定める内容で実施することとする。

(開館時間)

第4条 子どもプラザの開館時間は、日中の連続した5時間以上とする。ただし、市が特に必要と認めるときはこれを変更することができる。

(開館日)

第5条 子どもプラザの開館は週4日以上とする。開館する曜日は原則として固定し、あらかじめ利用者に周知すること。なお、やむを得ない事情により開館できない日が生じる場合には、市の承認を得たうえで、同一週の休館日を開館日に変更することができる。

2 前項の規定に関わらず、12月29日から翌年の1月3日までは休館日とすることができる。また、市が必要と認める場合は、臨時の休館日を定めることができる。

(職員の配置)

第6条 職員の配置については、次の各号に定めるとおりとし、開館時間帯を通して専任の職員を配置するものとする。

(1) 子どもプラザ事業については、子どもプラザ実施要綱第8条を適用する。

(2) 子育て支援コンシェルジュ事業については、コンシェルジュ実施要綱第5条第1項及び第2項に定める職員を1人以上配置するものとし、同条第3項を適用する。

(補助対象経費)

第7条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるものとする。ただし、他の補助制度の対象経費として計上する経費については、本補助金の補助対象経費に計上することはできない。

- (1) 人件費：職員の人件費
- (2) 管理費：施設の管理に必要な経費及び施設設備に要する経費等
- (3) 前号に定めるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助対象事業者)

第8条 福岡市子どもプラザ事業補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 子どもプラザ実施要綱第12条に基づき、福岡市子どもプラザ事業に関する届出を行っていること。
- (2) コンシェルジュ実施要綱第6条に基づき、福岡市子育て支援コンシェルジュ事業に関する届出を行っていること。
- (3) 本市の市税を滞納していないこと。
- (4) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金額)

第9条 補助金額は、予算の範囲内において、次の各号により算出された額の合計額とする。

- (1) 別表1の子どもプラザ事業の運営費基本分及び別表2の子どもプラザ事業運営費の各加算の合計額を補助基準額とし、補助基準額と子どもプラザ事業の実施に必要な補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額。
- (2) 別表3に定める子どもプラザ事業の開設準備経費加算の補助基準額と、子どもプラザを新規開設するために必要な補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額。
- (3) 別表4の子育て支援コンシェルジュ事業の運営費基本分及び別表5の子育て支援コンシェルジュ事業運営費の各加算の合計額を補助基準額とし、補助基準額と子育て支援コンシェルジュ事業の実施に必要な補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額。
- (4) 別表6に定める子育て支援コンシェルジュ事業の開設準備経費加算の補助基準額と、子育て支援コンシェルジュ事業を新規開設するために必要な補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額。

なお、別表2の②を除き、上記第1号及び第3号について、事業の実施期間が1年に満たない場合の補助基準額は、当該補助基準額を12で除して得た数に事業実施月数を乗じて得た金額（千円未満は切り捨て）とする。

(補助金の交付申請)

第 10 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市長に対しその定める期日までに、福岡市子どもプラザ事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添付して提出し、申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 11 条 市長は、補助金の交付申請があったときは、市規則第 5 条の規定に基づき交付の決定を行い、補助対象事業者に対し福岡市子どもプラザ事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第 12 条 補助対象事業者に交付する補助金は、確定した額を補助対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、補助対象事業の性質上、その補助対象事業の終了前に交付することが適当と認めるときには、市規則第 17 条第 1 項ただし書の規定を適用し、事前に交付するものとし、その場合は、分割して概算払いにより交付することができる。なお、事前に補助金の交付を受けた後、確定した補助金額がその額に満たない場合、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

(実績報告)

第 13 条 交付決定を受けた補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき又は補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、市長に対しその定める期日までに、福岡市子どもプラザ事業実績報告書（様式第 3 号）に関係書類を添付して提出し、報告しなければならない。

(補助金の確定)

第 14 条 市長は、補助対象事業の完了の報告を受けた場合は、補助金の交付の決定の内容を確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市子どもプラザ事業補助金確定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が、必要な手続きや書類の提出を行わない場合、若しくは本市の指導に従わない場合には、交付済みの補助金の全部又は一部について、返還を命じることができるとともに、当該年度中に交付が見込まれる補助金の交付を差し止めることができる。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに、福岡市子どもプラザ事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（様式第 5 号）に必要な書類を添付

し、市長へ提出しなければならない。なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこととする。また、市長に報告を行った後、当該仕入控除税額を市に納付することとする。

(関係書類の整備)

第 17 条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助対象事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助対象事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付目的の達成状況を調査する必要があると認める時は、補助金の交付を受けた補助対象事業者に対して必要な報告をさせ、又は事業に係る帳簿書類その他を検査させ、若しくは、関係者に質問させることができる。

(暴力団の排除)

第 18 条 市長は、暴排条例第 6 条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

- 2 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

- 3 市長は、補助対象事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、当該申請者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(細則)

第 19 条 この要綱に定めのあるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項はこども未来局長が定める。

第二章 子どもプラザ事業に対する補助

(運営費基本分補助)

第 20 条 運営費基本分補助については、子どもプラザ事業の開館日数及び職員配置に応じて、別表 1 に定める金額を適用する。

(特別支援対応加算)

第 21 条 特別支援対応加算については、障がい児、多胎児のいる家庭など配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供や相談・援助、講習を、専門的な知識・経験を有する職員を配置等（外部講師を招聘することを含む）した上で、週 2 日以上実施する場合に、別表 2 の①に定める加算額を適用する。

(研修代替職員配置加算)

第 22 条 研修代替職員配置加算については、子どもプラザ事業に従事する職員が、子育て支援の質向上に資する研修に参加することにより配置不足となることを防ぐために、代替職員を配置する場合に、別表 2 の②に定める加算額を適用する。補助対象年度中に適用できる当該加算額は 5 人分を限度とする。なお、代替職員を配置する場合でも、第 6 条第 1 号に定める配置条件を満たす必要がある。

(育児参加促進講習休日実施加算)

第 23 条 育児参加促進講習休日実施加算については、両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を月 2 回以上実施する場合に、別表 2 の③に定める加算額を適用する。なお、本交付要綱でいう「休日」とは、土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日のことを指す。

(賃借料加算)

第 24 条 賃借料加算については、補助対象事業者が賃貸物件を活用して子どもプラザ事業を実施する場合で、週 5 日以上かつ 1 日 6 時間以上開設する事業所に限り、別表 2 の④に定める加算額を適用する。

(開設準備経費加算)

第 25 条 子どもプラザを新規開設するにあたり、開設のための準備経費を必要とする場合は、別表 3 に定める加算額を適用する。なお、補助対象経費とすることができるのは、当該年度中に支払われたものに限る。

第三章 子育て支援コンシェルジュ事業に対する補助

(運営費基本分補助)

第 26 条 運営費基本分補助については、子育て支援コンシェルジュ事業の開館日数に応じて、別表 4 に定める金額を適用する。

(休日加算)

第 27 条 休日加算については、週 4 日以上開所し、かつ休日に開所し、相談・助言等を行う場合に、別表 5 の①に定める加算額を適用する。

(出張相談支援加算)

第 28 条 出張相談支援加算については、両親（母親・父親）学級、乳幼児健康診査や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供等の取組を月 1 回以上、以下のとおり実施する場合に、別表 5 の②に定める加算額を適用する。

- (1) 第 6 条第 2 号に定める職員の配置とは別に、コンシェルジュ実施要綱第 5 条第 1 項から第 3 項までに定める要件を満たす職員を 1 名以上追加で配置すること。
- (2) 実施に当たり、継続的かつ計画的な取組を行い、利用者ニーズに対応した支援を実施すること。
- (3) 取組の実施に当たり、開催日や場所等について積極的に広報活動を行い、広くサービス対象者に周知を図ること。

(多言語対応加算)

第 29 条 多言語対応加算については、外国人子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、通訳の配置や多言語音声翻訳システム等を導入することで、多言語対応への取組を実施した場合に、別表 5 の③に定める加算額を適用する。

(特別支援対応加算)

第 30 条 特別支援対応加算については、障がい児、多胎児のいる家庭など配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、全ての開館日及び開所時間において専門的な知識・経験を有する職員を配置する場合に、別表 5 の④に定める加算額を適用する。

(開設準備経費加算)

第 31 条 子育て支援コンシェルジュ事業を開始するにあたり、開設のための準備経費を必要とする場合は、別表 6 に定める加算額を適用する。なお、補助対象経費とすることができるのは、当該年度中に支払われたものに限る。

附則

(施行期日)

本要綱は令和 8 年 7 月 15 日より施行する。

(期間)

本要綱は令和 12 年 3 月 31 日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

別表1 子どもプラザ事業の運営費基本分

開館日数	職員配置	金額
4日	常勤・非常勤の配置に関わらず適用	4,805,000円
5日	常勤職員を配置する場合	9,636,000円
	非常勤職員のみを配置する場合	5,908,000円
6日	常勤職員を配置する場合	10,738,000円
	非常勤職員のみを配置する場合	7,449,000円

別表2 子どもプラザ事業の加算項目

項目	金額
①特別支援対応加算	1,184,000円
②研修代替職員配置加算	26,000円 (1人あたり年額)
③育児参加促進講習休日実施加算	464,000円
④賃借料加算	2,800,000円

別表3 子どもプラザ事業の開設準備経費加算

項目	金額	備考
改修費等	4,000,000円	※対象となる改修の例 ・カウンター等の設置 ・カーペットの張り替え ・壁紙の張り替え ・空調設備の設置 など ※躯体など建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は対象外。
礼金及び賃借料 (開設前月分)	600,000円	※賃貸借契約解除時に返金されるものは対象外。

別表4 子育て支援コンシェルジュの運営費基本分

開館日数	金額
4日	2,569,000円
5日	3,211,000円
6日	3,853,000円

別表5 子育て支援コンシェルジュの加算項目

項目	金額
①休日加算	886,000円
②出張相談支援加算	1,047,000円
③多言語対応加算	805,000円
④特別支援対応加算	878,000円

別表6 子育て支援コンシェルジュの開設準備経費加算

項目	金額	備考
改修費等	4,000,000円	※対象となる改修の例 ・カウンター等の設置 ・カーペットの張り替え ・壁紙の張り替え ・空調設備の設置 など ※躯体など建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は対象外。